

規 約 ・ 規 程 の 一 部 改 訂 (案)

[報奨規程]

第1条 役員に対しては、次の通り手当を支給して報奨する。

職名	手当(年額)	備考	変更	理由
会計	120,000		160,000	他二役と比較して、 区よりの手当のみの為

第2条 組長及び評議員に対しては、次の通り手当を支給して報奨する。

区分	手当(年額)	変更	理由
組長	20,000 区長補助手当を含む		
第2条 2項追加		アパート管理会社が集金代行の場合は組長手当を10,000円とする。評議員は設置しない。	集金代行の為配布物はポスト投函になった為。 (例)12-2, 12-3, 15-2組